

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 平成31年3月18日（月） 午前9時00分から午前9時32分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館2階 2-1、2-2 会議室</p> <p>3. 出席委員（14人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 1人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告</p> <p>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 5. 現況証明願</p> <p>日程第 8 報 告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 3. 生産緑地のあっせんについて</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より、平成31年3月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>

事務局長

会長さん宜しくお願いします。

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中14名で、定足数に達しておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号13番 山田 真弘 委員

議席番号14番 清水 利泰 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	4件
議案第37号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件
議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	10件
議案第39号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願・・・・・・・・	1件
決定第12号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	37件
専決報告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・	9件
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・	2件
	3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・	1件
	4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・	4件
	5. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	7件
	2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3件
	3. 生産緑地のあっせんについて・・・・・・・・・・・・	1件

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》(1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第36号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で生活しております。今後、次の子どもを授かると今の賃貸住宅では手狭であり、また将来、母の介護が必要な場合にすぐに手助けができるよう、実家の近くで自己用住宅を持つことに決めました。今般の申請にて、自分が所有する農地に分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、住所地に居住しております。敷地の南側には隣地との境界となるフェンスがないため、不用心であると思い、平成12年頃にフェンスを設置し、庭敷地として利用していました。本来ならば、農地法の手続きを行ったうえで使用するべきでしたが法律を十分理解していなかったことを深く反省しておりますので、今般の申請にて自宅の庭敷地を拡張し、利用することをお認め願います。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第37号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>

<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請10件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地にてIT関連の会社を設立し、平成28年より太陽光発電事業に参入しています。申請地の隣接地に設置された太陽光パネルのメンテナンスを、ドローンを使って点検作業をするには、すべてのパネルを目視できる位置に管理所を設ける必要があります。今般の申請にて、太陽光発電施設の隣接地を買い受け太陽光発電所管理地として利用する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では288枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては砂利敷きとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地にて両親と暮らしています。現在住んでいる住居は、老朽化が進み、2世帯で住むことはできない状況です。また、今年4月に結婚することが決まっております。結婚を機に分家住宅を建築したいと考えました。農地以外の住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、叔父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和59年に会社を設立し、愛西市に本社を置いてシリコンゴムやウレタンゴム等の製造を行っています。工場内は大型機械が所せましと不規則に据えつけられており、作業効率を下げる要因となっています。近年、需要の増加に伴い資材の入荷や完成品在庫の置場の確保に大変困っており作業用フォークリフトの往来にも支障が出ており、安全面の確保も喫緊の課題となっています。今般、工場西側に工場を増築することで、各種機械の増設や再配置を行うことができ、作業の効率化を図ることができるため、今般の申請にて、西側の隣接地を買い受け、工場を建設する計画です。</p>

事務局

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和55年頃より愛西市内で庭石や灯籠、植木などを販売しています。庭石や灯籠は、商品ごとに大きさや形が異なるため、顧客の嗜好に応えるには品揃えを良くする必要があります。現在、1つの場所で店舗と展示と在庫管理を行っておりますが、在庫の収容能力が限界のため、新たに在庫置場を確保したいと考えました。農地以外の用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地にて夫婦と子どもの6人で暮らしています。普通の戸建て住宅に住んでいますが、子どもが多いため家財道具も多く手狭な状態です。現在、乗用車の他に家族の移動用にマイクロバスを所有しているため、駐車場も狭く、家族の洗濯物を屋外に干すことができない状態です。このような状況を改善するため、新たに駐車場と物干場を確保したいと考えました。農地以外の用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、自宅に隣接する申請地を買い受け、駐車場と物干場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの4人で暮らしています。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。将来は、子ども部屋を与えてあげたいことから、自己用住宅を建築したいと考えました。農地以外の住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で暮らしています。妻は小学校の教員なので、早く職場に復帰したいと考え、両親に相談したところ、実家の近くに戸建住宅を建築し子どもを両親に預けてはどうかと言われました。大変ありがたい話なので早速、農地以外の住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では152枚のパネルを設置し総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い地表面につきましては砂利敷きとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子どもの3人で暮らしています。子どもが成長するに伴い、家財道具も増え手狭な状態です。将来は、子ども部屋を与えてあげたいことから、自己用住宅を建築したいと考えました。農地以外の住宅用地を探しましたが見つからず、今般の申請にて、父が所有する申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

事務局	<p>以上、10件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第38号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請10件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明) この事案につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第39号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から37番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第12号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から37番、全体筆数96筆、面積は100,130㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は44筆、44,926㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は12名の方々の、合計52筆、面積は55,204㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、れんこんでございます。公告年月日は2019年3月29日、契約開始年月日は2019年4月1日、全て新規でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第12号 について <u>簡略した内容ではございますが、</u>説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 5件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から9番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、9件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由を朗読説明)以上、1件の確認願を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、4件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、3件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、理由、備考を朗読説明)以上、7件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明)以上、3件の届出書を受付いたしました。</p> <p>(報告 生産緑地のあっせん 1番の生産緑地の所在地、地目、面積、生産緑地番号、買い取り申出日、あっせん協力依頼日、あっせん終了日の順に説明)以上、1件のあっせんを受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

会長

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時32分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成31年3月18日

会 長 日 永 熙

議事録署名者
議席番号 13番委員 山 田 真 弘

議事録署名者
議席番号 14番委員 清 水 利 泰